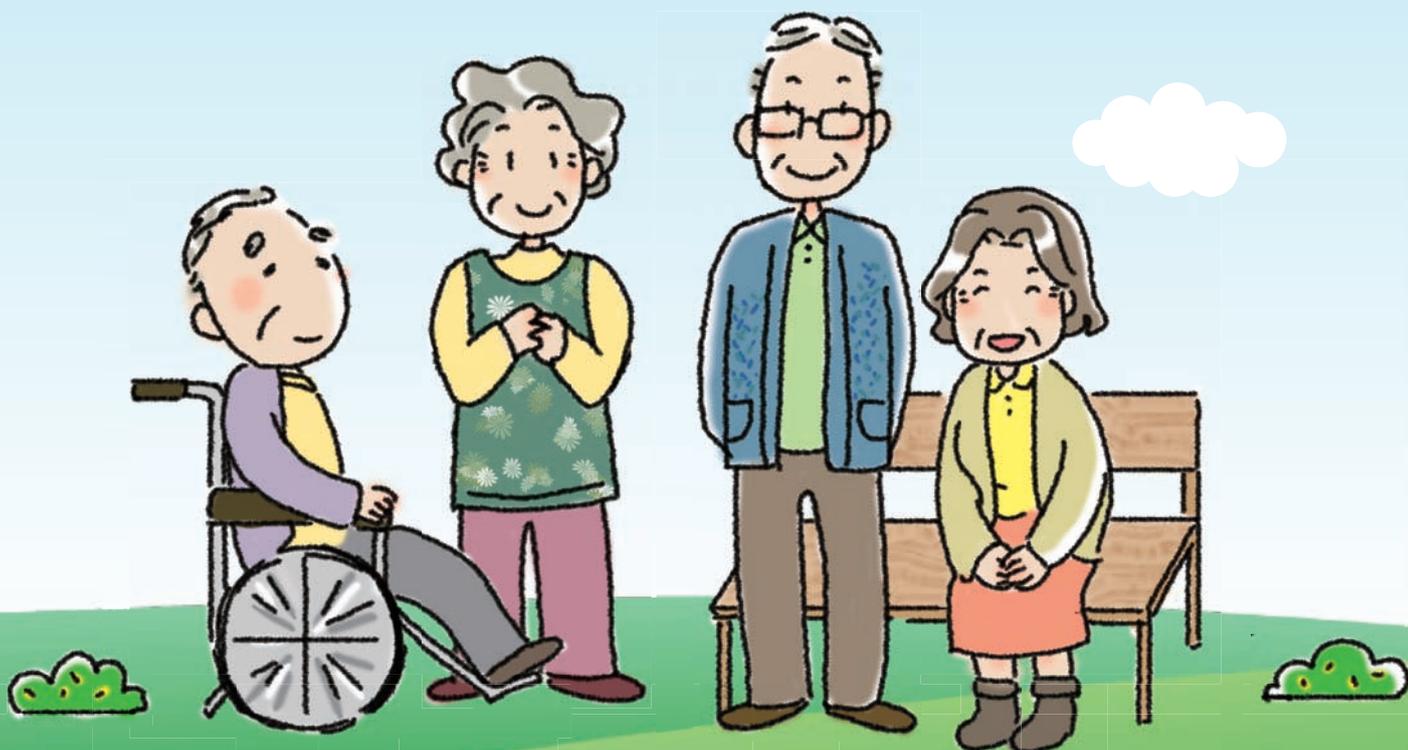


いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らすために

にちじょうせいかつ じりつ し えんじ ぎょう
「日常生活自立支援事業」と

せいねんこうけんせい ど あんない
「成年後見制度」のご案内



せいかつ ふあん も こうれいしゃ しょうがい かた ちいき
生活に不安をお持ちの高齢者や障害のある方が地域で
あんしん く しえん せいど
安心して暮らすことができるように支援する制度です。

こんなことで困こまっていませんか？ 1



にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう
日常生活自立支援事業

「日常生活自立支援事業」ってなあに？ 2

利用するまでの流ながれ 4

どこに相そう談したらいいの？ 5



せいねんこうけんせいど
成年後見制度

「成年後見制度」ってなあに？ 6

法定後見制度の種しゅ類るいと内ない容よう 8

四親等内の親族しんぞくって？ 9

申立もうてに必ひつ要ような書しよ類るいと費ひ用よう 10

成年後見人の役割やくわり 12

法人後見 13

任意後見制度の内ない容よう 14

成年後見制度の相そう談だん窓まど口ぐち 15

成年後見制度の手続てつづきの流ながれ 16

家か庭てい裁さい判はん所しよの連れん絡らく先さき・所しよ在ざい地ちと管かん轄かつ区く域いき 18

こんなことで こま 困っていませんか？

CASE

1

福祉サービスを利用したいが、どのように手続きしたらよいのかわかりません。



CASE

2

近頃、物忘れがひどくなって、大事な書類やハンコをどこにしまったか分からなくなってしまうことがあります。

CASE

3

田舎で一人暮らしをしている母親（85歳）が複数の訪問販売業者から必要のない布団や家具をたくさん買っています。



CASE

4

私たち夫婦には知的障害のある子どもがいますが、親亡き後の生活が心配です。

CASE

5

今は自分のことは自分でできますが、将来、認知症になった時の生活が心配です。



このような困りごとを解消するために、「日常生活

自立支援事業」や「成年後見制度」があります。

まずはお近くの相談窓口へご相談ください。



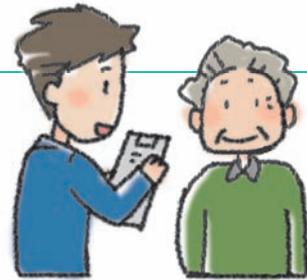
「日常生活自立支援事業」

にんちしょう こうれいしゃ ちてきしょうがい かた せいしんしょうがい
 認知症の高齢者や知的障害のある方、精神障害のある
 かた にちじょう せいかつ うえ ひつよう ふくし
 方など、日常生活をしていく上で、必要な福祉サービ
 りよう じぶん はんたん おこな ふ
 スの利用などについて自分ひとりの判断で行うことに不
 あん かた ちいき あんしん せいかつ てつだ
 安のある方が、地域で安心して生活できるようにお手伝
 いします。

1

福祉サービスの利用のお手伝い (福祉サービス利用援助)

- 福祉サービスを利用する、またはやめたりする手続き
- 福祉サービスの利用料の支払い
- 福祉サービスに関する苦情解決制度を利用する手続き



2

日常的なお金の出し入れのお手伝い (日常的金銭管理サービス)

- 年金や福祉手当の受け取りに必要な手続き
- 医療費の支払い手続き
- 税金や社会保険料、公共料金の支払い手続き
- 支払いに必要な預貯金の払い戻しや解約、預け入れの手続き



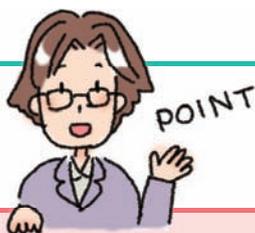
ってなあに??

3

大切な書類や印鑑などのお預かり (書類等預かりサービス)

銀行の貸金庫などを利用して次のものをお預かりします。

- 年金証書
- 預貯金の通帳
- 権利証
- 契約書類
- 保険証書
- 実印、銀行印 など



- ▶ 契約前の相談や支援計画の作成にかかる費用は無料です。
- ▶ 契約後、サービスを受ける場合は利用料及び生活支援員の交通費をいただきます。
(利用料：1回1時間まで1,200円。1時間を超える場合は、30分ごとに400円)
- ▶ 書類等預かりサービスは、別途利用料がかかります。

※詳しくは、お近くの社会福祉協議会へお問い合わせください。
(5ページをご覧ください)



りようなが 利用するまでの流れ

1
そう相 だん談

ちよ しゃかいふくしきょうぎかい そうだん
最寄りの社会福祉協議会へご相談ください。
そうだんないよう ひみつ かなら まち
相談内容の秘密は必ず守ります。



2
ほうもんちよう さ
訪問調査

しゃかいふくしきょうぎかい しょくいん じたく ほう
社会福祉協議会の職員がご自宅などを訪
もん こま うかが
問し、困りごとなどを伺います。



3
し えんけいかく
支援計画の
さくせい
作成

ほんにん こま きぼう うかが
ご本人の困りごとや希望を伺いながら基
かんできしゃかいふくしきょうぎかい せんもんいん し えんけい
幹的福祉協議会の専門員が「支援計
かく さくせい
画」を作成します。



4
けい契 やく約

てつだ ないよう やくそく か けい
お手伝いの内容や約束ごとを書いた「契
やくしよ し えんけいかく ほんにん かくにん
約書」と「支援計画」をご本人に確認い
ただいたあつ ほんにん しゃかいふくしきょうぎかい
た後、ご本人と社会福祉協議会と
けいやく むす
が契約を結びます。

OK!



5
し えん かいし
支援の開始

たんとう せいかつ し えんいん じたく ほうもん
担当の生活支援員がご自宅などを訪問
し えんけいかく もと てつだ
し「支援計画」に基づいてお手伝いし
ます。





そうだん どこに相談したらいいの？

ながおか ししゃがいふくしきょうぎかい 長岡市社会福祉協議会

でんわ
電話 (0258)32-7833

(支所名)	(電話番号)
中之島	(0258)66-0688
越路	(0258)92-4656
三島	(0258)42-3760
山古志	(0258)41-1180
小国	(0258)95-2027
和島	(0258)74-2911
寺泊	(0258)75-2368
栃尾	(0258)52-5895
与板	(0258)72-4714
川口	(0258)89-3117

(社協名)	(電話番号)
柏崎市	(0257)22-1411
西山	(0257)47-2505
高柳	(0257)41-2279
出雲崎町	(0258)41-7133
刈羽村	(0257)45-2026

じょうえつ ししゃがいふくしきょうぎかい 上越市社会福祉協議会

でんわ
電話 (025)521-1212

(支所名)	(電話番号)
安塚	(025)592-3002
浦川原	(025)599-3878
大島	(025)594-7107
牧	(025)533-5700
柿崎	(025)536-6718
大潟	(025)534-2410
頸城	(025)530-4361
よし川	(025)548-3454
なか郷	(0255)81-6033
いた倉	(0255)78-2220

きよ清	さと里	(025)528-4063
さん三	わ和	(025)529-2231
な名	だち立	(025)537-2566

(社協名)	(電話番号)
糸魚川市	(025)552-7700
能生	(025)561-4153
青海	(025)562-1212
妙高市	(0255)72-7660
妙高	(0255)82-4084
妙高高原	(0255)86-5310

さんじょう ししゃがいふくしきょうぎかい 三条市社会福祉協議会

でんわ
電話 (0256)33-8521

(社協名)	(電話番号)
加茂市	(0256)52-6667
見附市	(0258)61-1352
燕市	(0256)78-7080
五泉市	(0250)41-1000
弥彦村	(0256)94-4551
田上町	(0256)57-5877

しばた ししゃがいふくしきょうぎかい 新発田市社会福祉協議会

でんわ
電話 (0254)20-0022

(社協名)	(電話番号)
村上	(0254)62-7756
阿賀野市	(0250)67-9203
胎内市	(0254)44-8682
聖籠町	(0254)27-6767
阿賀町	(0254)92-3088
関川村	(0254)64-0111
粟島浦村	(0254)55-2111

とよかまち ししゃがいふくしきょうぎかい 十日町市社会福祉協議会

でんわ
電話 (025)752-7338

(社協名)	(電話番号)
津南町	(025)765-3774

さとししゃがいふくしきょうぎかい 佐渡市社会福祉協議会

でんわ
電話 (0259)81-1150

(支所名)	(電話番号)
両津	(0259)23-5500
相川	(0259)74-0055
佐和田	(0259)57-8141
畑野	(0259)81-1620
は羽茂	(0259)88-3838

うおめまし ししゃがいふくしきょうぎかい 魚沼市社会福祉協議会

でんわ
電話 (025)792-8470

(社協名)	(電話番号)
小千谷市	(0258)83-2340

みなみうおめまし ししゃがいふくしきょうぎかい 南魚沼市社会福祉協議会

でんわ
電話 (025)773-6919

(社協名)	(電話番号)
湯沢町	(025)784-4111

※ は、基幹的な社会福祉協議会で専門員が配置されています。

※ は、平成29年4月から新たに専門員が配置される予定です。

※新潟市在住の方は、新潟市社会福祉協議会（電話：025-243-4416）までお問い合わせください。

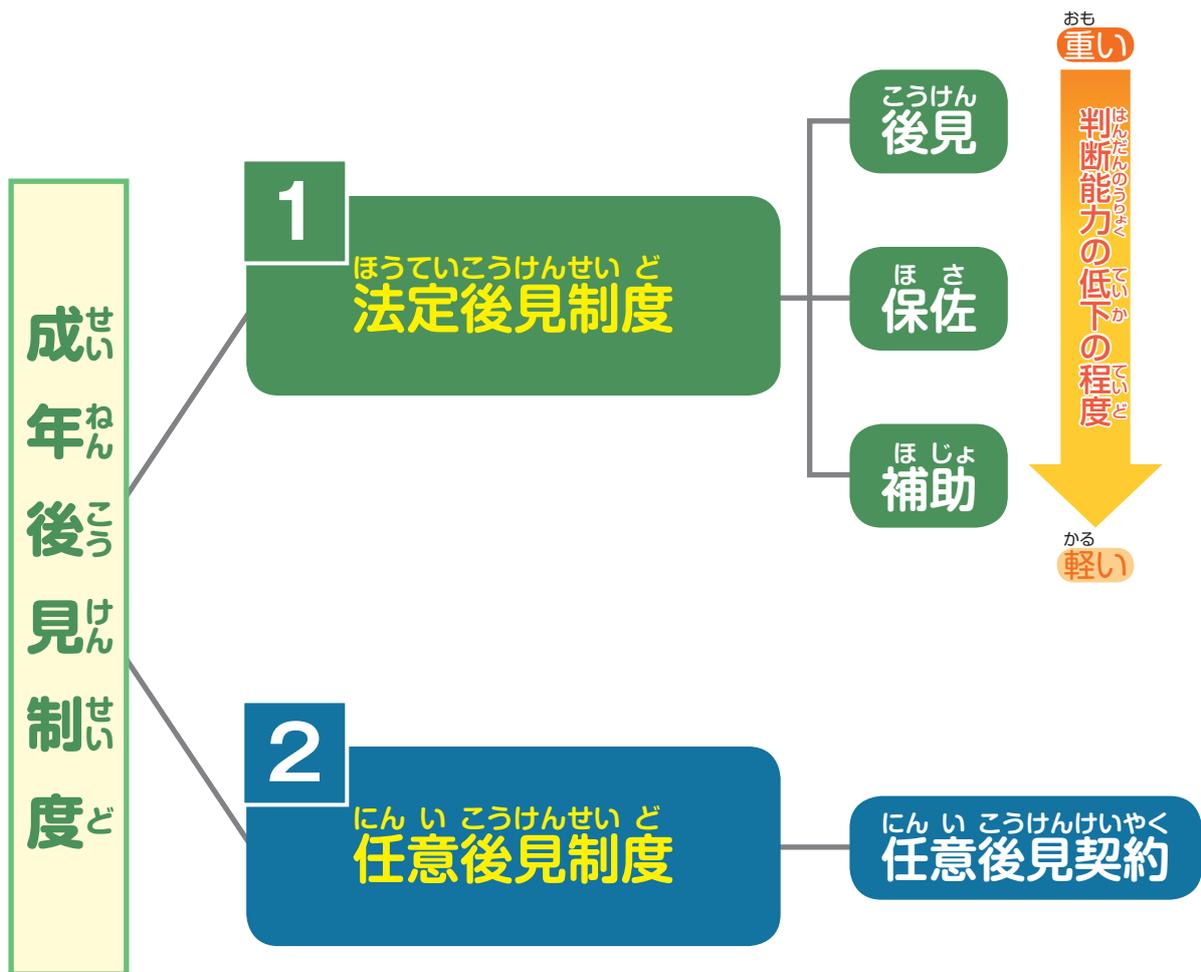




「成年後見制度」

成年後見制度は「後見」「保佐」「補助」の3つの種類からなる法定後見制度と、あらかじめ本人が後見人を決めておく任意後見制度の2つに分かれています。

成年後見制度



ってなあに??

1

ほうていこうけんせいど 法定後見制度

にんちしょうちてきしょうがいせいしんしょうがいにより自分ひとりで物事を決めることが難しくなったり、正しい判断が十分にできなくなった場合、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が身の回りに配慮しながら財産の管理や介護サービス等の契約を行い、ご本人の権利を守りながら生活を支援・保護する制度です。



なお、法定後見制度はご本人の判断能力の程度に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つの種類に分けられます。

2

にんいこうけんせいど 任意後見制度

本人に十分な判断能力があるうちに、将来、認知症などにより判断能力が低下した場合に備え、あらかじめ自らが選んだ代理人に、どのような支援をしてもらうかを決めておく制度です。





ほうていこうけんせい ど しゅるい ないよう 法定後見制度の種類と内容

		こう けん 後 見	ほ さ 佐 保 佐	ほ じょ 助 補 助
たいしやう なた 対象となる方		はんだんのうりよく つね か 判断能力が常に欠け ている方	はんだんのうりよく いちじふ ふ 判断能力が著しく不 十分な方	はんだんのうりよく ふ じゅうぶん 判断能力が不十分な 方
もうした おこな 申立てを行うこ とができる人 ひと	えんじや ひと 援助する人 ※2	ご本人、配偶者、四親等以内の親族※1、検察官、市町村長など		
	ほんにん どうい 本人の同意	ふ 要 不 要		ひつ 要 必 要
えんじや ひと 援助する人 ※2		せいねんこうけんにん 成年後見人	ほ さ にん 保 佐 人	ほ じょ にん 補 助 人
どういけん とうりけしけん 同意権・取消権	はん 囲 範囲	にちじやうせいかつ かん こう 日常生活に関する行 為以外の行為	みんぽう じやう こうかくこう ※3 民法13条1項各号 が定める行為	もうした はん い ない か 申立ての範囲内で家 庭裁判所が定めた法 律行為
	ほんにん どうい 本人の同意	ふ 要 不 要		ひつ 要 必 要
	と け 取り消しができ る人 ひと	ほんにん せいねんこうけんにん 本人と成年後見人	ほんにん ほ さ にん 本人と保佐人	ほんにん ほ じょ にん 本人と補助人
だいいけん 代理権	はん 囲 範囲	ざいさん かん すべ 財産に関する全ての 法律行為	もうした はん い ない か ていさいばんしよ さだ ほうりつ 申立ての範囲内で家庭裁判所が定めた法律 行為	
	ほんにん どうい 本人の同意	ふ 要 不 要	ひつ 要 必 要	

※1) 四親等以内の親族の範囲は9ページをご覧ください。

※2) 援助する人には、必要に応じて複数の人や法人（13ページ参照）が選ばれることもあります。

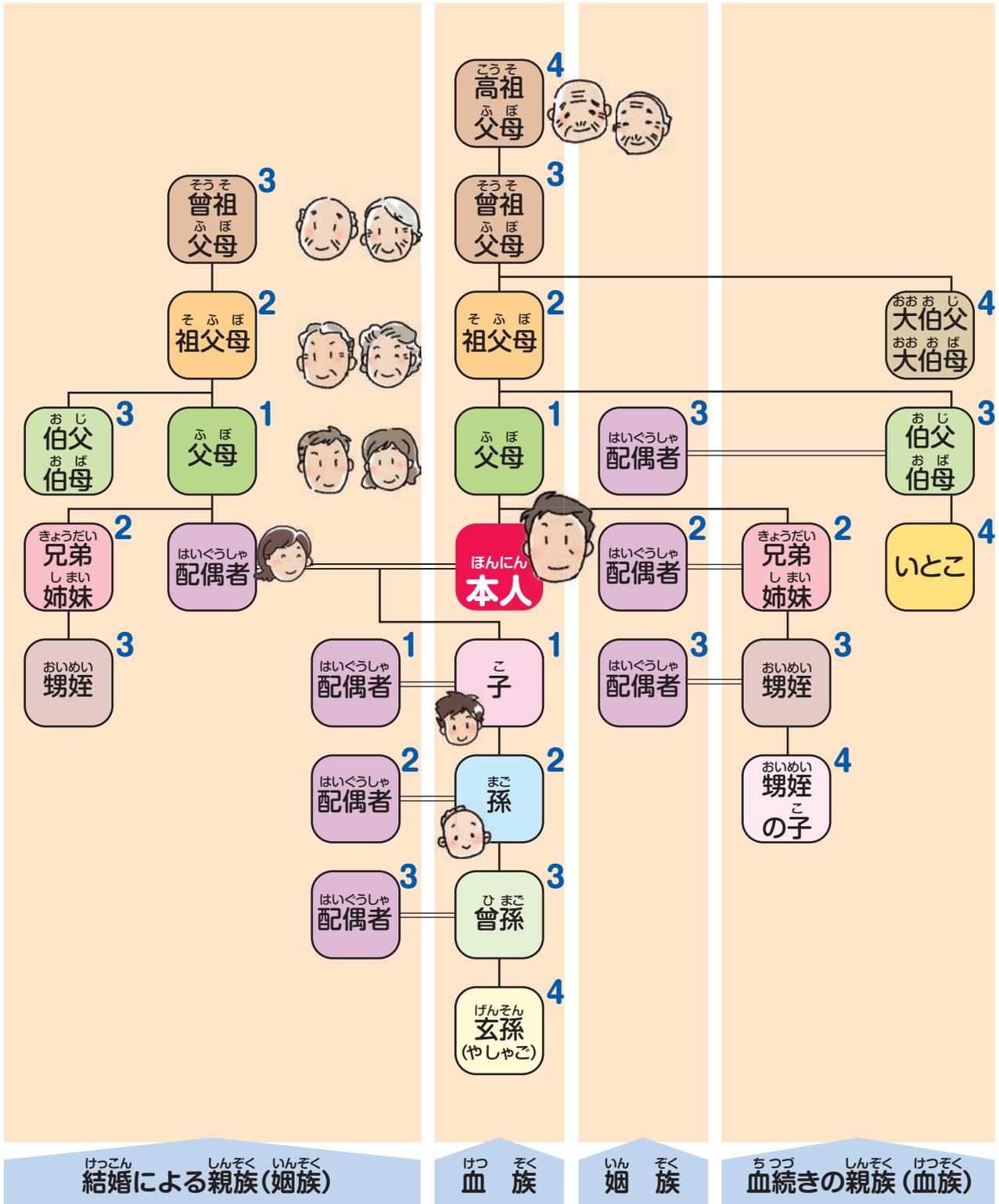
※3) 民法第13条1項各号が定める行為とは、次の9つの行為を指します。

1. 資金などの元本を領収すること、これを利用すること。
2. 借金をしたり、保証人になること。
3. 不動産その他重要な財産の売買等をする事。
4. 訴訟行為を行うこと。
5. 贈与や和解、または仲裁契約をすること。
6. 相続を承諾したり放棄すること、または遺産の分割をすること。
7. 贈与や遺贈の申し出を断ること、または負担付きの贈与もしくは遺贈を受けること。
8. 新築、改築、増築または大修繕を行うこと。
9. 民法602条（短期貸借）に定められた期間を超える貸借契約を結ぶこと。





よんしんとうない しんぞく 四親等内の親族って？



成年後見制度

※親族の範囲：六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族（民法725条）



もうした ひつよう しょうい ひよう 申立てに必要な書類と費用

		ひつよう しょうい 必要な書類	しょうい とりよ さきとう 書類の取寄せ先等	ひ 費用 費用	
作成書類	1	しんだんしょ しんだんしょ ふひよう 診断書と診断書付票	か ていさいばんしょ 家庭裁判所	かくびょういん こと 各病院で異なります	
	2	もうしたてしょ しんだんしょ ほんていないよう かくにん 申立書（診断書の判定内容を確認した うえ きにゅう 上で記入）		か ていさいばんしょ 家庭裁判所	む 料 無 料
	3	ほんにん じょうきょうせつめいしょ 本人の状況説明書			
	4	ざい さん もく ろく 財産目録			
	5	ねんかんしゅうし よていひよう 年間収支予定表			
	6	しんぞくかんけい す 親族関係図			
	7	こうけんにんどうこう ほしゃ じじょうせつめいしょ 後見人等候補者の事情説明書			
	8	しんぞくどう いしょ こうけん 親族同意書（後見のみ）			
	9	ほんにんどう いしょ ほさ ほじよ 本人同意書（保佐・補助のみ）			
	10	どうい こうい もくろく だいい こうい もくろく ほさ 同意行為目録・代理行為目録（保佐・ 補助のみ）			
取り寄せ書類	11	ほんにん もうしたてにん こせきとうほん 本人と申立人の戸籍謄本	し ちょうそんやく ぼ 市町村役場		
	12	ほんにん こうけんにんどうこう ほしゃ じゅうみんひよう ほんせき 本人と後見人等候補者の住民票（本籍 が記載されているもの）又は戸籍附票			
	13	ほんにん せいねんこうけんとう き じ こうしょうめいしょ 本人の成年後見登記事項証明書 ①登記事項の証明書 （登記されている方が対象） ②後見登記されていないことの証明書 （登記されていない方が対象）		にいがた ち ほうほう むきょく 新潟地方法務局 （※郵送で取寄せ る場合は東京 法務局のみ）	①550円 ②300円
財産関係資料	14	ふ どうさん についての しりょう ふ どうさんとう き じ 不動産についての資料（不動産登記事 項証明書、名寄帳、固定資産評価証明 書、固定資産税納税通知書のいずれか の原本又はコピー）	ほう むきょく 法務局 し ちょうそんやく ぼ 市町村役場	かくし ちょうそん こと 各市町村で異なります	
	15	よ ちよきん とう し しんたく かぶしきとう 預貯金、投資信託、株式等についての 資料（通帳、残高証明書、預かり証、 株式の残高報告書などのコピー）	ぎんこう ゆうびんきょく 銀行、郵便局、 ほけんがいしゃ しょうけん 保険会社、証券 会社など		

ひつよう しよるい 必要な書類		しよるい とりよ さきどう 書類の取寄せ先等	ひ 費用
さいざんかんけいし 財産関係資料	16 せいめい ほけん そんがい ほけんとう について の 資料 (保険証書などのコピー)	ぎんこう ゆうびんきょく 銀行、郵便局、 ほけんがいしゃ しよつけん 保険会社、証券 会社など	
	17 ふさい について の 資料 (金銭消費貸借契 約書、借用書(証)、返済明細書など のコピー)		
	18 しゅうにゅう について の 資料 (確定申告書、給 与明細書、年金額決定通知書などのコ ピー)	しちやうそんやくば (市町村役場か ら送られてくる ものなど)	
	19 ししゅつ について の 資料 (各種税金の納税 通知書、国民健康保険料・介護保険料 の決定通知書、家賃・医療費・施設費 の領収書などのコピー)		
もうした 申立てに 必要費用	20 もうしたて ひよう (収入印紙)	ゆうびんきょく 郵便局	800円 (保佐及び補助の場合で、あ わせて申立てする同意権又は 代理権の付与の申立て1件ご とに、ほかに800円必要)
	21 とうきひよう (収入印紙)		2,600円
	22 ゆうびんきって 郵便切手		ごうけん (後見) 3,000円、 (保佐・補助) 4,000円 ※500円3枚(保佐・補助は 5枚)、100円4枚、82円10 枚、20円8枚、10円10枚、 1円が20枚。(後見で本人の よちよきんどう 預貯金等が1,000万円以上 は500円2枚加算)

※鑑定が行われる場合は、鑑定費用が5万円から10万円程度かかります。

※その他、資料等が必要な場合もありますので新潟家庭裁判所 (TEL 025-333-0070) へ確認してください。





せいねんこうけんにな やくわり 成年後見人の役割

① 身 上 監 護

成年後見人等は次の事項に関して契約を結んだり、契約の内容が確実に実行されているかを監視したり、場合によっては契約相手に対して改善を求めます。

- ・福祉施設への入退所に関する事項
- ・治療・入院に関する事項
- ・住居の確保に関する事項 など



② 財 産 管 理

成年後見人等は本人の財産を適正に管理しなければなりません。

- ・印鑑や預金通帳の保管・管理
- ・不動産の維持・管理
- ・必要な経費（公共料金など）の支出 など



③ か ていさいばんしょ ほうこく 家庭裁判所への報告

成年後見人等は1年に1回程度、家庭裁判所に対して成年後見人等として行った仕事の内容について報告し、必要な指示を受けます。（これを「後見監督」といいます。）



せいねんこうけんせいど ひよう ひこうけんにとんどう ふたん 成年後見制度にかかる費用（被後見人等の負担）

■ 成年後見人等に対する報酬

親族以外の第三者が成年後見人等に就任した場合、1年に1回程度、家庭裁判所に報酬付与審判の申立てを行い、同裁判所がその報酬額を決定します。報酬額は同裁判所の裁量によりますが、目安は月額2万円です。ただし、管理する財産が1,000万円を超え5,000万円以下の場合には月額3～4万円、管理する財産が5,000万円を超える場合には月額5～6万円となります。

被後見人等の資力が乏しく、被後見人の財産から報酬が確保できない場合は、成年後見制度利用支援事業（市町村から被後見人等に対する助成制度）が利用できます。

■ 成年後見人等の活動に要した費用（旅費など）

実費負担となります。



ほうじんこうけん 法人後見

● ほうじんこうけん 法人後見とは？

平成12年4月に施行された成年後見制度では、法人が成年後見人等になることが認められました。成年後見制度のニーズの増加に伴い、新たな後見人の担い手として期待されており、実際、社会福祉法人や医療法人、NPO法人など様々な法人が活動しているケースが全国的に増えつつあります。その中において、法人後見の受任体制のある社協は全国で417か所あり、そのうち法人後見を受任している社協は353社協となっています。（※平成28年度全国社会福祉協議会調べ）

● ほうじんこうけん 法人後見のメリット・デメリット

法人が成年後見人等を受任する場合、様々な長所と短所があります。その長所と短所を見極め、被後見人等にとって法人が成年後見人等となるのが適切かどうかを十分に検討する必要があります。

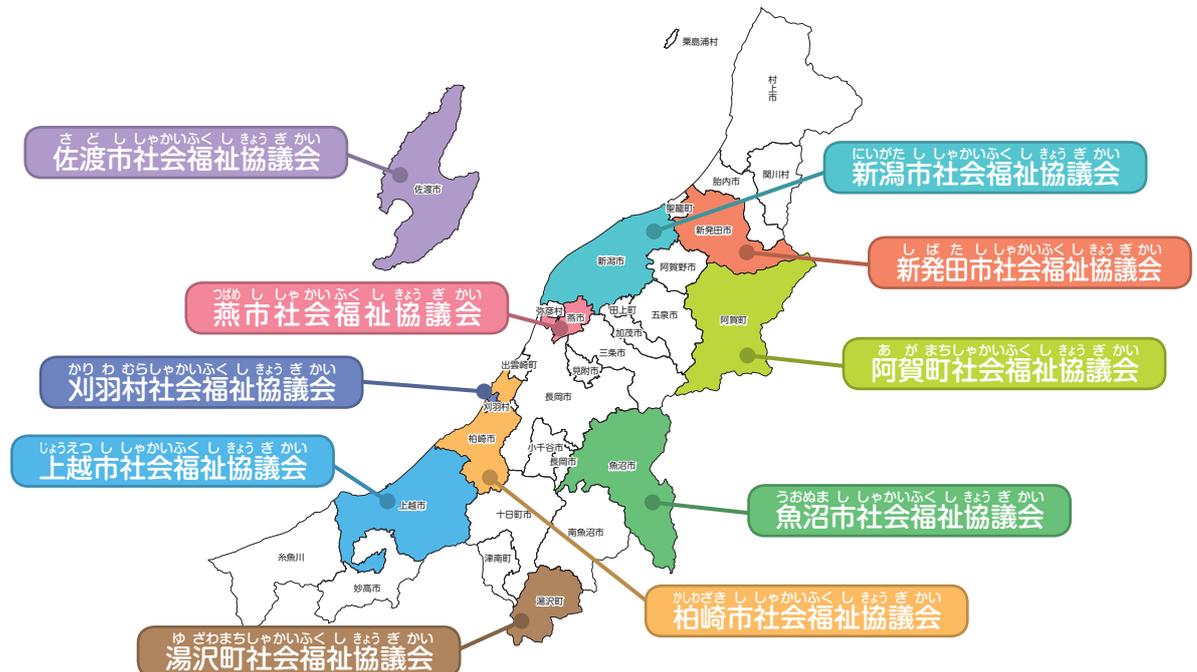
ほうじんこうけん 法人後見のメリット

- 被後見人等がまだ若く、後見期間が長期にわたる場合に、法人が存続する限り継続的な支援が可能。
- 組織的な対応により、安定的なサービスの提供が期待できると同時に、複数の人が業務に関わることで、不正に対するチェック機能が働く。
- 効率的な後見業務の遂行が期待される。

ほうじんこうけん 法人後見のデメリット

- 組織として対応するため、困難事例等において判断に時間を要することがあり、迅速性にかける場合がある。
- 後見業務担当者が異動した場合、被後見人等との人間関係の再構築が必要となる。
- 法人後見を運営していく経費の負担が重荷になる。

■ 県内社協における法人後見への取組み（平成29年2月時点） ■



成年後見制度



任意後見制度の内容

本人に十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が低下した場合に備え、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活や財産の管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を、公正証書によって結んでおくものです。

本人の判断能力が低下した場合、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が発生します。

任意後見契約は、定められた様式の公正証書で契約を結び、後見登記をする必要があります。任意後見人に任せたい内容は本人の希望に応じて設定することができます。



任意後見契約に必要な書類と費用

必要な書類	
印鑑登録証明書 (本人と任意後見人候補者)	
住民票 (本人と任意後見人候補者)	
戸籍簿 (本人のみ)	
費用	
公正証書作成の基本手数料	11,000円
登記嘱託手数料	1,400円
法務局に納付する印紙代	2,600円
その他、本人に交付する正本等の用紙代、登記嘱託書郵送用の切手代など	



せいねんこうけんせい ど そうだんまどぐち 成年後見制度の相談窓口

せいねんこうけんせい ど 成年後見制度について

き かん めい 機 関 名	てん わ ぼんこう 電話番号	しょ ざい ち 所 在 地
にいがたけんない か ていさいばんしよ 新潟県内の家庭裁判所		18ページをご覧ください。
にいがたけんべん こ し かい 新潟県弁護士会 こうれいしゃ しやうがいしゃ ざいさんかんり 高齢者・障害者の財産管理・ けんりようこしえん 権利擁護支援センター	(025) 222-5533	〒951-8126 にいがた し ちゅうおう く がっこうちやうどおひ ぼんちやう 新潟市中央区学校町通1番町1 にいがたけんべん こ し かいかんない 新潟県弁護士会館内
こうえきしゃだんほうじん せいねんこうけん 公益社団法人 成年後見センター・ リーガルサポート新潟県支部	(025) 244-5141	〒950-0911 にいがた し ちゅうおう く ささくち ちやうめ 新潟市中央区笹口1丁目11-15 にいがたけん し ほうしよ し かいかんない 新潟県司法書士会館内
こうえきしゃだんほうじん にいがたけんしやかいふく し し かい 公益社団法人 新潟県社会福祉士会 けんりようこ せいねんこうけん 権利擁護センター ぱあととなあ新潟	(025) 281-5502	〒950-0994 にいがた し ちゅうおう く かみところ ちやうめ 新潟市中央区上所2丁目2-2 にいがた かい 新潟ユニゾンプラザ3階
いっばんしやだんほうじん せいねんこうけん 一般社団法人 コスモス成年後見 サポートセンター 新潟県支部	(025) 248-3774	〒950-0911 にいがた し ちゅうおう く ささくち ちやうめ 新潟市中央区笹口3丁目4-8 にいがたけんきやうせいしよ し かいかんない 新潟県行政書士会館内

※ その他、対象者が高齢者の場合は各市町村の高齢福祉担当課又は地域包括支援センター、障害をお持ちの方は各市町村の障害福祉担当課で相談を受け付けています。

また、法テラス新潟（電話：050-3383-5420）、法テラス佐渡（電話：050-3383-5422）でも相談できます。

にん い こうけんけいやく 任意後見契約について

き かん めい 機 関 名	てん わ ぼんこう 電話番号	しょ ざい ち 所 在 地
にいがたこうしやうにんこうどうやく ば 新潟公証人合同役場	(025) 240-2610	〒950-0917 にいがた し ちゅうおう く てんじん ちやうめ 新潟市中央区天神1丁目1 プラーカ3 (6階)
ながおかこうしやうにんこうどうやく ば 長岡公証人合同役場	(0258) 33-5435	〒940-0053 ながおか し ながまち ちやうめ ころ 長岡市長町1丁目甲1672-1 コーポ長町1階
さんじやうこうしやうやく ば 三条公証役場	(0256) 32-3026	〒955-0047 さんじやう し 0がさんじやう ちやうめ 三条市東三条1丁目5-1 川商ビル4階
じやうえつこうしやうやく ば 上越公証役場	(025) 522-4104	〒943-0834 じやうえつ し にししろまち ちやうめ 上越市西城町2丁目10-25 おおしま かい 大島ビル1階
し ば た こうしやうやく ば 新発田公証役場	(0254) 24-3101	〒957-0054 し ば た し ほんちやう ちやうめ 新発田市本町1丁目3-5 だい かいしやうち かい 第5榎内ビル3階



せいねんこうけんせい ど てつづ なが 成年後見制度の手続きの流れ

● 判断能力が不十分なとき

法定後見制度

はんだんのうりよく じゅうぶん
判断能力が十分ではない
かた
方がたとえば…

- 家を売りたいとき
- 福祉サービスを受けたいとき
- 遺産分割をしたいとき

ひとり
1人するには不安がある。
ひとり
1人ではできない。



● 判断能力があるとき

任意後見制度

任意後見 契約

こうせいしょうしょ
公正証書に
よって行います。

こうしょうやくば
公証役場



判断能力が不十分になったとき

もうし た 立て 申 立 て

こうけん ほ さ ほ じょ 後見 保佐 補助 かい し もうし た の開始の申立て



もうし た ひつよう おも 申立てに必要な主なもの

- 申立書
- 診断書
- 申立費用
(1件につき800円分の収入印紙)
- 登記費用
(2,600円分の収入印紙)
- 郵便切手
- 戸籍謄本
- 住民票 など

にん い こうけんかん とくにん 任意後見監督人 せん にん もうし た 選任の申立て

* 申立て後は、裁判所の許可を得なければ取り下げることはできません。

しんぱん てつづ 審判手続き

ちよう さ とう 調査等

さいばんしょ しょくいん しじょう たす
裁判所の職員が事情を尋ねたり、
と 問いあ 合わせたりします。



しん もん 審問

ひつよう おう さいばんかん ちよくせつ しじょう たす
必要に応じ裁判官が直接事情を尋
ねます。



★ほんにん ほんだんのうりよく かんてい
本人の判断能力について鑑定を
おこな 行うことがあります。
べつと ひよう
(別途費用がかかります。)

しん ぱん 審 判

せいねんこうけんにと 成年後見人等 の選任 せんにん

し えん かい し 支援の開始



◎み まわ はいりよ
身の回りに配慮しながら
ざいさん かんり かいご
財産の管理や介護サービ
ス等の契約を行います。

※しんぱんないよう こせき きざい
審判内容は戸籍には記載されません。



かてんさいばんしよ れんらくさき しょざいち かんかつくいき
家庭裁判所の連絡先・所在地と管轄区域

機関名	電話番号	所在地	管轄区域
新潟家庭裁判所	(025) 333-0070	〒951-8513 新潟市中央区川岸町1丁目54-1	新潟市 燕市のうち旧吉田町 五泉市 阿賀町 弥彦村
新潟家庭裁判所 三条支部	(0256) 32-1758	〒955-0047 三条市東三条2丁目2-2	三条市 加茂市 燕市のうち旧燕市、旧分水町 田上町
新潟家庭裁判所 新発田支部	(0254) 24-8255	〒957-0053 新発田市中央町4丁目3-27	新発田市 阿賀野市 胎内市 聖籠町
新潟家庭裁判所 村上出張所	(0254) 53-2066	〒958-0837 村上市三之町8-16	村上市 関川村 粟島浦村
新潟家庭裁判所 長岡支部	(0258) 35-2285	〒940-1151 長岡市三和3丁目9-28	長岡市 小千谷市 見附市 魚沼市 出雲崎町
新潟家庭裁判所 十日町出張所	(025) 752-2086	〒948-0065 十日町市子442	十日町市のうち旧十日町市、 旧川西町、旧中里村 津南町
新潟家庭裁判所 柏崎出張所	(0257) 22-2090	〒945-0063 柏崎市諏訪町10-37	柏崎市 刈羽村
新潟家庭裁判所 南魚沼出張所	(025) 772-2450	〒949-6680 南魚沼市六日町1884番地子	南魚沼市 湯沢町
新潟家庭裁判所 高田支部	(025) 524-5235	〒943-0838 上越市大手町1-26	上越市 妙高市 十日町市のうち旧松代町、 旧松之山町
新潟家庭裁判所 糸魚川出張所	(025) 552-0058	〒941-0058 糸魚川市寺町2丁目8-23	糸魚川市
新潟家庭裁判所 佐渡支部	(0259) 52-3151	〒952-1324 佐渡市中原356-2	佐渡市

作成・発行

社会福祉法人 **新潟県社会福祉協議会**
 Tel.025-281-5613 Fax.025-281-5528

平成29年2月作成

成年後見制度